

全国視聴覚教育連盟規約

第1章 名称及び事務所

第1条 この連盟は、全国視聴覚教育連盟と称する。

第2条 この連盟の事務所を東京都港区虎ノ門1丁目19番5号に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 この連盟は、社会教育振興のために視聴覚教育団体相互の連絡協調をはかると共に、それぞれの視聴覚教育団体の活動を促進することを目的とする。

第4条 この連盟は、前条の目的を達成するために、下記の事業を行う。

1. 視聴覚教育の推進に関すること
2. 視聴覚センター・ライブラリーの振興に関すること
3. 教育映画等の制作及び普及に関すること
4. 機関誌の発行
5. その他必要な事業

第3章 構成

第5条 この連盟は、都道府県並びに指定都市を単位とする視聴覚教育団体及び機関をもって構成する。なお、視聴覚センター・ライブラリー等を準構成員とすることができる。

第4章 会計

第6条 この連盟の経費は、加盟団体の負担金、視聴覚センター・ライブラリー等の負担金並びに事業収入及びその他の収入をもってする。

第7条 加盟団体の負担金は、年額40,000円とし、毎年6月中に納入するものとする。視聴覚センター・ライブラリー等の負担金の金額は別に定める。

第8条 この連盟の会計年度は、4月1日に始まり3月31日に終わる。

第5章 役員

第9条 この連盟の役員は下記のとおりとする。

- | | |
|---------|---------------|
| 1. 会長 | 1名 |
| 2. 副会長 | 2名 |
| 3. 常任理事 | 若干名 |
| 4. 理事 | 参加構成員代表者により組織 |
| 5. 顧問 | 若干名 |
| 6. 参与 | 若干名 |
| 7. 監事 | 2名 |

第10条 役員は任期は2年とする。但し補欠の役員は前任者の役員期間在任する。役員は再任されることができる。

- 第11条 会長及び副会長は理事会において選出する。
- 第12条 理事は加盟団体において各1名を選出する。
前項にかかわらず理事会において学識経験者につき理事若干名を委嘱することができる。
- 第13条 常任理事は理事会において互選する。
- 第14条 顧問、参与及び監事は会長が理事会の承認を得て委嘱する。
- 第15条 会長はこの連盟を代表して会務を総理し、一切の会議を招集し、その議長となる。
- 第16条 副会長は会長をたすけ会長事故あるときは、その職務を代理する。
- 第17条 理事は理事会を構成する。
理事会はこの連盟の決議機関であつて、年2回以上これを開催する。また文書によつて議決する文書理事会にてこれに代えることができる。
理事会の議事は出席した理事の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 第18条 常任理事は常任理事会を構成する。常任理事会は緊急を要する事項及び理事会より委任された事項について、理事会に代わつて議決することができる。但し議決した事項については次回の理事会において承認を得なければならない。
常任理事会は会長が召集の必要を認めた場合、または2人以上の常任理事から召集の請求があつた場合に召集する。
常任理事会の定足数及び議決方法については理事会の例による。
- 第19条 顧問は会長の諮問に応ずる。
参与は必要に応じ理事会、常任理事会に出席して意見を述べることができる。
- 第20条 監事は会計の監査をし、その結果を理事会に報告する。

第6章 賛助会員

- 第21条 この連盟の趣旨に賛同し、連盟の活動を援助する個人または団体を賛助会員とする。賛助会費の金額は別に定める。
- 第22条 賛助会員は下記の特典を受ける。
1. 機関誌その他本連盟の刊行物の配布をうける
 2. 機関誌に優先的に広告を掲載できる
 3. 本連盟主催の各種会合等に参加できる
 4. 本連盟の活動について意見を述べることができる

第7章 事務局

- 第23条 この連盟にその事務を遂行するため、事務局を置く。
- 第24条 事務局に下記の職員を置く。
1. 局長 1名
 2. 職員 若干名
- 第25条 事務局職員の任免は会長が行う。但し局長の任免については理事会の承認を得なければならない。
- 第26条 局長は会長の指揮監督を受けて事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 第27条 職員は一切の会議の記録、庶務及び会計の事務を行う。
- 第28条 事務局に専門委員会を置くことができる。

第8章 規約の改正

第29条 この規約を改正しようとするときは、理事会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

付 則

1. この規約の施行に関し必要な細則は理事会の承認を得て会長が定めることができる。
2. この規約は昭和28年8月5日より実施する。

付 則

この規約は昭和51年5月11日より実施する

付 則

この規約は昭和55年4月1日より実施する

付 則

この規約は平成2年4月1日より実施する

付 則

この規約は平成7年4月1日より実施する

付 則

この規約は平成9年4月1日より実施する

付 則

この規約は平成22年5月1日より実施する